

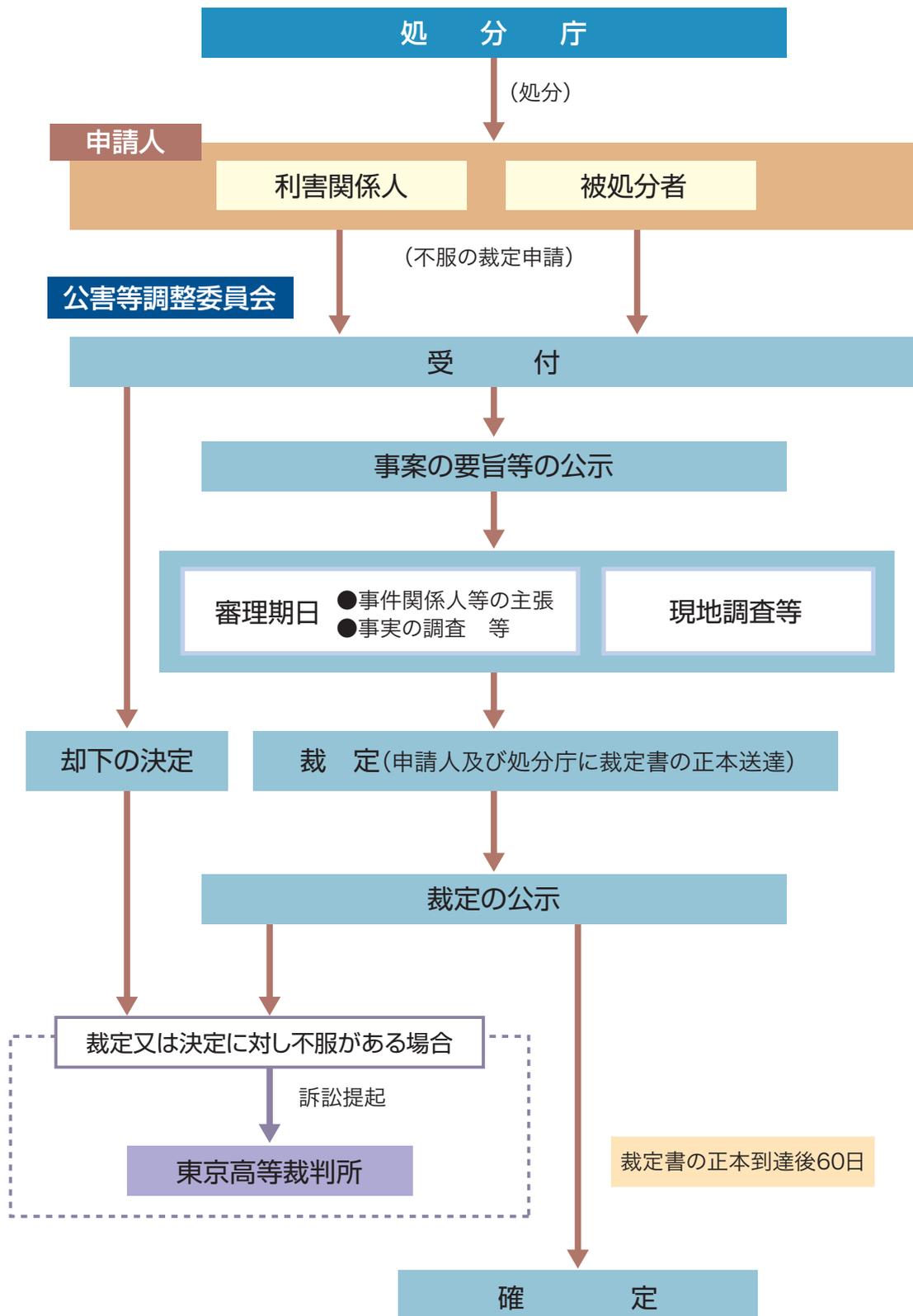
## 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

鉱物の掘採、岩石や砂利の採取などをしようとするときは、経済産業大臣や都道府県知事等の許認可を受けることが必要です。これらの許認可について不服がある者は、公害等調整委員会に対し裁定の申請をすることができ、この不服の裁定は、裁判に準じた手続で行われています。公害等調整委員会の裁定又は決定に対し不服のある場合には、東京高等裁判所に訴えを提起することになります。

### 不服の裁定の対象となる主な行政処分

	根拠法	主な行政処分
1	鉱業法（第133条）	経済産業大臣又は経済産業局長による鉱業権設定の許可処分
2	採石法（第39条第1項）	都道府県知事又は政令市市長による岩石採取計画の認可処分
3	森林法（第190条第1項）	都道府県知事による保安林内における土石の採掘の許可処分
4	農地法（第53条第2項）	都道府県知事による農地転用の許可処分
5	海岸法（第39条の2第1項）	海岸管理者による海岸保全区域における土石採取の許可処分
6	自然公園法 （第63条第1項、第78条）	環境大臣による国立公園の特別地域内における鉱物の掘採の許可処分
7	核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律 （第51条の34第1項）	原子力規制委員会による指定廃棄物埋設区域内における土地の掘削の許可処分
8	地すべり等防止法 （第50条第1項）	都道府県知事による地すべり防止区域内における地下水の排除を阻害する行為の許可処分
9	河川法（第97条第4項）	河川管理者による河川区域内における土石の採取の許可処分
10	砂利採取法（第40条第1項）	都道府県知事又は政令市市長による砂利採取計画の認可処分
11	都市計画法 （第51条第1項、第58条第2項）	都道府県知事による都市計画区域内における開発行為の許可処分
	景観法 （第73条第2項、第75条第3項）	市町村による景観地区内における開発行為の規制に係る処分
12	自然環境保全法 （第32条第1項、第35条の11、第46条第3項）	環境大臣による自然環境保全地域の特別地区又は沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内における鉱物の掘採の許可処分
13	都市緑地法 （第33条第1項）	都道府県知事による緑地保全地区内における鉱物の掘採の禁止処分
14	湖沼水質保全特別措置法 （第33条第1項）	都道府県知事による湖辺環境保護地区内における鉱物の掘採の禁止処分
15	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （第43条第1項）	環境大臣による生息地等保護区の管理地区内における鉱物の採掘の許可処分
16	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（第26条第1項）	経済産業大臣による最終処分施設の保護区域内における土地の掘削の許可処分
17	二酸化炭素の貯留事業に関する法律（第133条第1項）	経済産業大臣による二酸化炭素の貯留事業の許可処分

# 不服裁定手続の流れ



1 公害等調整委員会とは

2 公害紛争の迅速・適正な解決

3 鉱業等に係る土地利用の調整

4 公害等調整委員会の主な歩み